各位

宮城県富谷市富谷日渡 34 番地 11 東洋刄物株式会社 代表取締役社長 清野 芳彰

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である株式会社フェローテックホールディングス(以下「フェローテックホールディングス」といいます。)から、2022 年 7 月 28 日付で、同法第 179 条の 3 第 1 項の規定に基づき、当社の株主の全員(フェローテックホールディングス及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その所有する当社の普通株式(以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を、以下「本売渡株式」といいます。)の全部をフェローテックホールディングスに売り渡すことを請求(以下「本売渡請求」といいます。)することを決定した旨の通知を受け、当社取締役会は同日付で本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。)第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により公告いたします。

1 特別支配株主の名称及び住所

名称:株式会社フェローテックホールディングス

住所:東京都中央区日本橋二丁目3番4号

- 2 株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人の名称 該当事項はありません。
- 3 売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項 フェローテックホールディングスは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売 渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき2,254円の割合をもっ て金銭を割当交付いたします。
- 4 新株予約権売渡請求に関する事項 該当事項はありません。
- 5 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。) 2022年8月24日

6 その他の本売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。但し、当該方法による本売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、フェローテックホールディングスが指定した方法により、本売渡対価を支払うものとします。

以上